

建 議 回 答 書

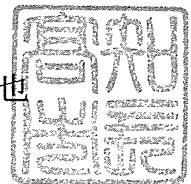
平成 24 年 4 月 26 日

高 知 市

24 農水第 63 号
平成 24 年 4 月 26 日

高知市農業委員会
会長 門田 博文 様

高知市長 岡崎 誠也



平成 24 年度高知市農業施策に関する建議（回答）

平成 23 年 10 月 19 日付け建議においては、農業基盤整備による農業用施設の改良・保全、競争力のある農家の育成、農業用水の確保・排水対策などについて、貴重なご提言をいただき誠にありがとうございました。

農業委員の皆様方におかれましては、農業者の良き相談役として、また農業現場の切実な課題を行政に反映いただく農家の代表者として、日頃からご尽力されておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、昨年 3 月に発生しました東日本大震災と、それに伴う原発事故は未曾有の被害をもたらし、被災地においては懸命の復旧に取り組まれているところです。とりわけ、農業におきましては、生産基盤である土壌などが広い範囲で被害を受け、また、生産物から放射性物質が検出されたことから、出荷制限を強いられるなど極めて深刻な事態となっており、将来にわたりその影響が懸念されているところであります。

さらに、政府は国内の農林水産業に多大な影響を及ぼすとされている TPP 交渉の参加に向けた関係国との協議に入るなど、農林漁業関係者にとって重大な局面を迎えており、何らの有効な支援策が示されないまま、交渉に参加することは反対してまいななければならぬと考えています。

こうした中、本市では、昨年度から、自主・自立に基づく真に豊かな市民生活の創造を持続的な発展をめざして、「2011 高知市総合計画」を策定しています。今後は、本計画を着実に実行していくとともに、第 2 期に差し掛かります「高知県産業振興計画」とも連携を図りながら、本市農業の発展のための取組みを進めてまいります。

農業委員の皆様方におかれましては、今後とも本市農業の振興のみならず、本市行政への一層のご協力・ご指導をよろしくお願ひいたします。

以下、建議の各事項につきまして回答いたします。

建 議 事 項

1 農業施策の振興について

高知市では合併により県下一の農業算出額を誇る状況にはあります
が、農業を取り巻く環境は農産物価格の低迷や、資材高騰等により非
常に厳しい状況が続いております。そのため農家には一層の生産コス
トの削減、市場における需要や動向を把握した計画的生産や付加価値
をつけた6次産品の創造等、総合的な戦略が必要となります。

生産コストの削減には労力の省力化が大切であり、農業基盤整備に
よるより一層の省力化を推進するよう農業用施設の改良・保全に係る
予算確保をお願いします。

また、新產品づくりには産官学を結ぶネットワークの必要性から地
域リーダー等人的育成を推進し、競争力のある農家を育成してください。

(回 答)

農村地域は、農業生産の場と生活の場が渾然一体として形成されてお
り、農業基盤の整備は、単に農道や用排水路等を改良・保全するもので
はなく、生産性の効率化はもとより災害防止効果も併せた地域整備的な
側面を有しております、大変重要な施策であります。

このため、基盤整備に係る予算の配分につきましては、今後もより一
層の努力をしてまいります。

また、農家所得の向上と競争力のある農家の育成を図るために、付
加価値の高い農産物加工品を開発し販売に取り組むことが効果的である
ことから、平成20年度より農商工連携の推進に着手し、1.5次産品の開
発や農商工関連事業者のマッチング支援に取り組んでいます。

特に平成22年度から実施している「農商工連携マッチングセミナー」
においては、この2年間で延べ141の農商工関連事業者の方々にご参加
いただき、各事業者が持つ強み弱みを互いに出し合うことによって、新
しい加工品原材料の提案や加工品開発の研究、商業施設を利用した農産
物や加工品等の物販・PR活動が展開されるなどの連携事例が生まれてい
ます。

今後におきましては、農商工連携に向けた支援活動をさらに充実させ
ていくとともに、国においては第1次産業を活性化させるための「地域
資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水產
物の利用促進に関する法律(通称:六次産業化法)」を制定し、地域農林漁

業者の取り組みを支援していくこととしておりますので、本市といたしましても高付加価値化が期待される農林水産物を生産する方々の6次産業化に向けたサポートに努めてまいります。

2 地産地消の推進と食農教育の推進について

学校給食に高知市産の食材を使用することは地産地消の推進を図るばかりでなく、子供たちの食への関心を高めるとともに、農業への理解を深め、地域の食文化を考える良い機会となります。各学校が積極的に高知市産の食材の使用量と品目の拡大を図り、農業者もこれに応えることが必要と考えます。JA（高知市・高知春野）等関係機関がそれぞれに連携し、高知市産農産物の使用割合の向上を目指してください。

また、半数程度の小学校が農業体験学習の実施が困難なため、校内の花壇等を活用し、学校菜園規模しか取り組めておらず、全小学校が農業体験学習を実施できるよう取り組んで下さい。

（回答）

本市の学校給食における地産地消の推進につきましては、使用割合目標を重量ベースで、平成24年度末60.0%，平成25年度末62.6%以上、平成26年度末65%以上と掲げ、高知市学校給食地場產品活用促進協議会や学校給食地場產品活用モデル地区などにおいて地域食材の更なる活用に向けた協議を重ねております。

平成23年度における地域食材活用率は、58.4%であり、目標達成のためには新たな展開も必要と考えております。

平成23年度には、地域食材の活用の一つとして、生産者団体の協力を得て、介良地区で生産された「環境に配慮した米」の全校への提供を実現しました。

また、初月地区を学校給食地場產品活用モデル地区として指定を行い、生産者のグループ化と連絡や調整を図る人材を確保し、新たな体制を構築することにより、地域食材の調達環境の整備を図ることをめざしました。

また、JA高知市と連携の下、献立作成者となる栄養教諭、学校栄養職員に対する使用食材の情報提供や流通の円滑化を目的とした高知市学校給食ネットワーク会議を立ち上げ、各学校区内で生産されている食材の種類、時期についての情報提供や量に応じた献立の作成を目指して協議をスタートさせるなど、地域食材の活用のさらなる推進を図っておりま

す。

平成23年度の農業体験学習としては、長浜小、布師田小、介良小、大津小、泉野小、鏡小、土佐山小、春野東小での米作り体験を始め、朝倉小など5校でのみそ作り体験、秋野菜やゴーヤ、さつまいもの栽培、漬物づくりやさらし柿づくり等の体験学習が行われました。

また初月小では、地域の生産者さんなどの協力を得て、食物残渣を堆肥にし、野菜を育てる「循環型農業体験」やじゃがいもの栽培体験が行われました。

このように、農業体験学習においては、目的がより具体的になったり、体験学習の内容を他の教科と連携させるなど、より教育的効果を向上させようとする傾向を見ることができます。

一方、農業体験学習用の田畠・水田等の用地の確保ができていない学校においては、体験ができなかったり、学校敷地内での体験となり学習内容に制限ができるくるなどの課題が見られます。

今後においては、関係団体や地域の生産者等との連携を図りながら取り組みを進めて参りたいと考えています。

また、農業体験学習用の用地が確保できない学校においては、酪農教育ファームの資格を取得している市内の牧場を活用し、家畜とのふれあいや酪農家の仕事の体験を通じて、生きる力や命の大切さ、地元農畜産物に対する理解などを深めてもらう酪農体験学習をすすめまいります。

3 有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について

近年高知市のみならず、全国的にも有害鳥獣による農作物被害が深刻化しています。

しかしながら高齢化や、狩猟免許の取得及び更新に個人負担の費用がかかることから、狩猟免許保持者が減少しているのが現状です。農産物を守るために有害鳥獣駆除を目的とする取得者に限定し、補助金による個人負担の軽減などの支援を行って下さい。

また、所有地内であれば農家自身が免許を持たなくても、農地や農作物を守るために捕獲できるよう、法律改正の働きかけをお願いします。

特に、有害鳥獣捕獲報奨金制度において対象鳥獣の拡大（サル・シカ・カラス）や報奨金額の拡充をお願いします。

サルについては電気柵と進入防止柵の併用等は効果があるようすで、「高知市鳥獣被害対策協議会」で購入する等の被害対策に取り組んでください。

(回 答)

狩猟免許取得者に対する個人負担の軽減施策につきましては、県内 8 市町村において、狩猟免許取得のための事前講習料や狩猟免許申請手数料等の助成に取り組んでいることを確認いたしました。

しかしながら、本市では他市町村に比べて狩猟免許(銃器・わな等)を所持し狩猟者登録をされている方が延べ 600 名程度と多く、それらの免許取得者が農産物に被害をもたらす有害鳥獣の駆除を目的として取得されたのか、趣味としてのハンティングを楽しむために取得されたのかの区別が難しいことから、有害鳥獣駆除を目的とする免許取得者に限定した助成については、公費負担のあり方や支援の方法など慎重な検討が必要と考えています。

次に、狩猟免許を持たない農家が所有地において有害鳥獣の捕獲ができるよう国に働きかけることにつきましては、平成 23 年 9 月、国において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」が見直され、捕獲した個体の適切な処分ができることなど一定の要件を満たす場合には、狩猟免許を持たない農林業者に対し自らの事業地内で「囲いわな」による有害鳥獣の捕獲を許可できる方向が示されました。

これを受けて本県におきましても、平成 24 年 4 月には「第 11 次高知

県鳥獣保護事業計画」が、国と同様の方向で見直される予定とお聞きしております。

また、本市の有害鳥獣対策につきましては、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」の規定に基づき、平成21年度から平成23年度を計画期間とする高知市鳥獣被害防止計画(以下「被害防止計画」という。)を定め、この中で被害の多いイノシシとカラスを対象鳥獣に掲げ取り組みを進めております。

現在、イノシシに対しましては1頭当たり6,000円の有害鳥獣捕獲報償金を支給するとともに、カラスにつきましてもモデル地区においてネット等による防除や捕獲などを推進し効果が現れています。

このほか県単事業を活用し、狩猟期におけるニホンジカの個体数調整を目的とした1頭当たり8,000円の捕獲報償金制度も設けております。

対象鳥獣の拡大につきましては、主に北部中山間地域において被害が見られるサルについて、昨年10月より土佐山・鏡地域を中心に農作物への被害実態を把握するため調査を実施しております。この調査結果等も踏まえ対策を検討してまいります。

報償金額の拡充につきましては、平成23年度にイノシシの捕獲報償金の引き上げを行ったばかりでございますので、引き上げによる効果の精査や周辺市町村の状況等を踏まえ検討しなければならないと考えております。

また、サルからの防護に係る電気柵や侵入防止柵の併用使用を含めた導入につきましては、その効果や整備費用、受益者負担の問題など検討する課題も多いことから、高知市鳥獣被害対策協議会などにおいて議論してまいります。

4 農業用水の確保・排水対策について

高知市全域において良質な農業用水の確保や排水対策が困難な地域が増大している現状です。中山間地域では谷川等の三面張化により地下への雨水浸透が減少し、また森林の整備が進まない事による保水力の低下等により用水不足が発生しています。また、東部地域においては塩水化の進行による用水不足や長浜地域においては下水道工事による地下水の枯渇が心配されるなど多くの課題があり、用水確保に向けた抜本的対策のための施策や予算の確保をお願いします。

また、排水対策につきましては東日本大震災でも見られる様に、いまだに塩水が引かない農地もあり、早急な排水対策が求められているところです。

高知市におきましても、南海大震災に備え対策の抜本的見直しを行っていると思われますが、農地を守る湛水防除対策や春野地域における内水排水対策としての新川川本線や支線（北山川）の畦畔草刈りや浚渫、また未整備区間における拡幅整備の推進に向けた具体的な整備計画をお願いします。

（回 答）

農業用水の確保対策といたしまして、中山間地域におきましては、用水路の修理・修繕はもとより、土砂の崩落による塞き止めが頻発する箇所については、配管材を支給することによって用水の確保を行っていただいております。

また、東部地域や長浜横田野地区におきましても、農業用水に関する補助制度を活用しながら、各地域の実情に応じた整備に努めております。

排水対策につきましては、東部地域において平成19年度から22年度にかけて調査検討してきたところであります、費用対効果の算定や事業の採択要件、さらには排水区域要件の厳格化などから、排水施設の延命化と機能回復を図ることを目的といたします「県営基幹水利施設ストックマネジメント事業」が適応可能な事業となっております。

今後は、この事業の実施に向けて地元土地改良区をはじめ、関係機関との協議を行ってまいります。

長浜地域の下水道工事による地下水につきましては、長浜雨水幹線管渠築造工事にあたり、平成17年度より農業従事者の皆様方の地下水の事前調査を開始し、現在まで地下水の水位や塩分濃度等を継続的に観測し、皆様方へのご報告もさせていただいているところであります。

今後も、引き続き地下水調査を実施し、万一、井戸枯れや塩水化の兆候がある場合は、工事との因果関係を明らかにし、誠意をもって対応してまいりたいと考えております。

新川川及び新川川支川等の維持管理、拡幅整備につきましては、管理者である高知県（高知土木事務所）から、「河道断面内にある樹木については、治水上の観点から必要箇所については適宜伐採を行っておりますが、管理道、管理法面の除草、草刈りについては、地域の環境整備の観点から地域の方々との協力の下に行っていきたいと考えております。また、河川堆積土砂の浚渫については、河川巡視や地元の皆様方からの連絡により、治水上問題のある箇所については、浚渫を行っていきます。拡幅整備など、新川川の改修事業につきましては、河川整備計画に位置付けられている箇所で、まだ未整備箇所について現在継続的に整備を進めております。財政の問題もあり具体的な年次計画を提示することは困難ですが、事業の必要性は十分に認識しており、今後とも予算要望を行っていきます。」と伺っております。

新川川及び新川川支川の拡幅整備につきましては、本市といたしましても重要課題と捉えており、河川の維持管理とともに、今後も引き続き県と調整を図りながら要望してまいります。

要 望 事 項

【市への要望】

1 市街化区域内農地の固定資産税の軽減措置について

市街化区域内農地の農業経営は、農地への税負担増等により、農地を保持することが困難となっているのが、現状です。都市近郊農業振興や環境保護の観点からも市街化区域内農地のもつ多面的な役割を継続するためにも農地を保全し、活用する事が大切であり、今後の農地保全の推進のため、相続税・固定資産税等の市独自の軽減策や全国市長会や全国都市農業振興協議会において、国への税制改正を働きかけてください。

(回 答)

農業をめぐる厳しい状況については十分に理解できるところではありますが、固定資産税は、財産を所有しているという事実に着目して課される税であり、その評価は総務大臣が定める「固定資産評価基準」により、現況地目ごとにその価格を決定し、その価格を基にして課税額を決定しています。

その中で、市街化調整区域内の農地の課税につきましては、平成15年の税制改正で課税標準額を3分の1とする特例措置が適用になっており、一定の税負担調整措置がなされているところです。

ご要望の税制改正の働きかけについては、過去にも全国市長会へ要望もいたしましたが、残念ながら今のところ実現しておりません。

また、市独自の軽減策の要望につきましては、すでに課税標準額を3分の1とする特例措置があり、その負担調整率が平均で6割程度に留まっていることや、他の産業との税の公平性の観点などから困難な状況です。

ただ、この問題は首都圏でも大きな問題となっており、全国市長会の中でも都市農業を守るという委員会が設置され論議されていますので、今後それらの市町村とも情報交換を行い、国に働きかけていきたいと考えています。

2 石灰鉱山採掘跡池の塩水化対策について

稻生の石灰鉱山採掘跡池から塩水が再度湧水した場合、介良東部地区において農作物被害が甚大であり、今後の農業経営を危惧されるところです。

地元と企業による協議は進展が見えず、六年が経過しました。

また、東部自動車道用地との関連性も踏まえたうえで、この機会に市が企業と直接協議し、「塩水湧水対策に対する確認書」の取り交わしを行い、早急に抜本的対策を講じて下さい。

(回 答)

稻生の石灰鉱山採掘跡池からの塩水湧水につきましては、介良丙地区における農業環境を保全する上で、大きな課題と認識しているところであります。

このため、平成23年8月末に、将来にわたって再度の塩水湧水による農業被害を未然に防止することを目的に、耕地課を事務局として、関係7団体で構成する「稻生石灰鉱山採掘跡池塩水湧水対策連絡協議会」を設置し、本年2月には第2回目の協議会を開催いたしました。

今後とも当協議会において、連絡・連携をとりながら水質調査等を継続して実施するとともに、「確認書」の取り交わしに向けて取り組んでまいります。

3 竹林対策及び竹バイオマス事業について

竹の被害につきましては年々広がっていることから、深刻な問題となっています。被害防止対策に早急に取り組むとともに、土壤改良の効果や生活場面においても様々な効果のある竹や竹製品にする等の利活用を推進してください。

竹バイオマス事業については、旧春野町との合併時に重点施策として引き継いだ事業であり、その後事業計画している民間企業とは現在も継続的に協議を重ねているとお聞きしているが、事業化に至っていません。新たな民間企業との誘致を目指し事業実施するか、新たな判断をする時期ではないでしょうか。

(回 答)

竹による被害防止の対策といたしまして、ひとつには竹の除伐を促進

する点が挙げられます。造林補助事業のメニューの中には、人工林内の竹の除伐も対象とするものがありますので、抜本的な対策としてはこの補助を活用する方法が考えられます。

次に竹バイオマス事業については、高知市バイオマстаウン構想の中でも竹を有益な資源と捉えこれを利活用することで竹林が適正管理され、里山の再生や地域の活性化が図られるものであり、この事業を大きな柱と位置付けております。これまでも竹バイオマス関連企業の誘致を目指して取り組んでまいりましたが、企業側より最終的に事業化は困難であるとの意思表示がありました。

しかし、一方では複数の県内企業による、新たな竹の有効活用を目指す動きが出ておりります。その事業内容は、竹による「建材」「車の内装材」「脱臭剤」「堆肥」などを生産するものです。また、ほ場の乾燥対策、除草対策として竹のチップを地表に播く試験を始めたり、竹炭や竹細工の製作など、竹の利活用推進に繋がる取組みも見受けられますので、これからは、これらの企業等と協議を行い、高知市全域を対象とした竹バイオマス事業の新たな展開に向けて取り組んでまいります。

4 春野町仁ノ地区の「小松沼」排水対策について

仁ノ地区の地形は大変複雑な環境で、雨が降れば排水は小松沼に集まり太平洋に流れ出すようになっております。

現在、小松沼には排水ポンプが設置されていますが、能力が低く雨が降るたびに地区民はいつ浸かるか大変不安な日々が続いております。

その小松沼が護岸工事もせずに土砂の堆積場所となり、沼そのものの機能が失われてきております。

早急に調査のうえ、抜本的な対策を講じてください。

(回 答)

小松沼は、道路により東西に分断されておりますが、埋め立てが顕著でありますのは、約 10ha の東側部分です。この部分への埋め立ては、平成 2 年以降に始まり、平成 20 年に高知市と合併する時点では 4 割程度が陸地化しておりました。

以降、新たな水面の埋め立ては行われていませんが、既に盛り土されていた部分への嵩上げ計画が平成 22 年に持ち上がったことから、高知市土地保全条例による届出を受けています。

この土地保全条例は、安全で良好な地域環境を保全することが重要との観点から制定しておりますが、個々の造成の安全性に関して技術的な誘導をすることはできますが、個人の財産の利用方法に制限を加える条例ではありません。従いまして、一定の技術基準を満たす計画であれば、届出を受理しなければなりません。

このため、現在の造成に限らず、沼全体において、個人の所有権に制限を加えることができない状況です。また、この沼は農地ではないので、所有権の移動や転用の制限もできません。

このように法の限界はありますが、浸水問題等、地域が抱える問題に照らし「将来にわたる、この沼のあり方」という課題を真摯に取り上げ、また、現在の造成につきましても、地域の声を造成者に伝え、誠意を持った対応をしていきたいと考えております。

また、仁ノ排水機場につきましては、昭和59年の設置から長期間が経過しており、平成22年度から25年度にかけて施設の延命化と機能回復を図る目的として「県営基幹水利施設ストックマネジメント事業」を実施しております。

本年度は、地域における土地利用の動向や農業の実態、さらには必要な整備水準とその排水能力などを詳細に調査検討してまいります。

【国・県への要望】

以下の事項について、市長会等を通して国・県に働きかけてください。

1 軽油・A重油などの農業用燃油の免税継続について

免税措置については平成24年3月31日までは課税が免除されていますが、以降の措置については未定とのことです。

近年、農業生産資材や農業機械が高騰していることから、農業所得は減少しています。

つきましては、引き続き軽油・A重油など農業用燃油の免税措置につきまして、継続されるよう関係機関への働きかけをお願いします。

(回 答)

平成24年度税制改正により、農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例措置（軽油引取税）については3年延長、農林漁業用A重油に対する課税の免除・還付措置の特例（石油石炭税）については2年延長されました。

2 農業者年金の保険料補助の対象者拡大について

農業者年金制度には、保険料の一部を国が補助するという他の年金制度にはないメリットがあります。

しかしながら、対象者については青色申告をしている認定農業者・認定就農者、またはその認定農業者・認定就農者と家族経営協定を締結している配偶者・後継者に限定されており、後継者の配偶者は対象者に含まれていません。

将来、後継者とともに農業経営を担っていくべき後継者の配偶者についても、補助の対象者となるよう国への働きかけをお願いします。

(回 答)

農業者年金制度の保険料補助について、家族経営協定を締結し、経営に参画している後継者の配偶者についても対象拡大することを国に働きかけるため、高知県市長会に議案として提出いたしました。

3 農業委員会への交付金拡充等について

本年7月の高知市農業委員会と春野地区農業委員会の統合や農地法一部改正に伴う業務量の増加により、農業委員会としての役割が質・量ともに増大しました。

適正な法令事務が執行できるよう、農業委員会事務局体制と農業委員会交付金の拡充を国・県へ働きかけてください。

(回 答)

農地法の一部改正等に伴う業務量の増大に対応する事務局体制につきましては、農業委員会事務局と業務量の適正な把握に努め、体制等について協議を行いつつ、適正な人員配置を図ってまいります。

また、適正な法令事務の執行等の実効性を確保するために必要な農業委員会交付金の拡充につきましては、今後、高知県市長会等を通じまして国・県に働きかけてまいります。